

議案第54号

鳥取県結核診査協議会条例の一部改正について

次のとおり鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県結核診査協議会条例（昭和26年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(通則) 第1条 結核診査協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する必要な事項は、結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この条例による。	(通則) 第1条 結核診査協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する必要な事項は、結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）及び結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）に定めるもののほか、この条例による。
(名称) 第2条 略	(協議会の名称) 第2条 略
	(協議会の開催) 第3条 協議会は、毎月2回開催する。但し、特別の事由があるときはこの限りでない。

(組織)

第3条 協議会は、委員3人で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 協議会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 略

2 協議会は、委員3名以上の出席がなければ開くことができない。

(協議会の招集)

第4条 略

(会議)

第7条 略

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 協議会は、毎月2回開催する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

第8条 略

(関係者の意見)

第9条 略

(運営の細則)

第10条 略

(協議会の議事)

第5条 略

第6条 略

(関係者の意見)

第7条 略

(運営の細則)

第8条 略

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。